

会議録

会議の名称	第43回茨木市こども育成支援会議
開催日時	令和3年8月6日(金) 午後6時00分～午後6時42分
開催場所	市役所本館4階会議室 理事者控室
出席委員	大高委員、亀山委員、久保委員、下田平委員、棚田委員、中村委員、西川委員、西之辻委員、畑瀬委員、濱園委員、福田委員、堀田委員、前田委員、三角委員、宮島委員、宗清委員、森委員、脇條委員 (五十音順)
欠席委員	大森委員、加藤委員 (五十音順)
事務局	山寄こども育成部長、東井こども政策課長、村上保育幼稚園事業課長、白波瀬こども政策課課長代理兼政策係長、西田保育幼稚園事業課主幹兼認定係長
案件	■報告事項 (1) 令和4年度保育所等利用調整指数表の改定について
配付資料	資料1 茨木市次世代育成支援行動計画(第4期:令和2～6年度)の概要 資料2 令和4年度保育所等利用調整指数表の改定について

発 言 者	発 言 内 容
<p>こども政策課 東井課長</p>	<p>ご案内の時間となりましたので、茨木市こども育成支援会議を開催いたします。</p> <p>私は司会進行を務めますこども政策課長の東井です。どうぞよろしくお願いいたしますします。</p> <p>本日は大変ご多用のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、会議の開催方法をオンラインによる開催とさせていただいております。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたしますします。</p> <p>会議の開会に当たりまして、こども育成部長、山寄 剛一からご挨拶申し上げます。</p>
<p>こども育成部 山寄部長</p>	<p>それでは改めまして、皆さん、こんばんは。</p> <p>本日は第43回茨木市こども育成支援会議を開催いたしましたところ、夕刻でお疲れのところ、またご多忙のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。日頃は市政の推進、とりわけ、子育て支援にご理解ご協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>本日の会議につきましては、ご案内のとおり報告事項として、「保育所等利用調整指数の改定について」となっております。それぞれのお立場から活発なご意見、ご議論賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたしますします。</p>
<p>こども政策課 東井課長</p>	<p>これより会議に入らせていただきます。</p> <p>なお、会議は本来ですと、会長の下に進行されるものでございますが、本日は会長が決まりますまで、私が進行役を務めさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします申し上げます。</p> <p>これより会議に入らせていただきます。最初に、本日ご出席をいただいております委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>公募市民として参加いただきます棚田智世委員でございます。宮島一幸委員でございます。脇條司織委員でございます。関西大学准教授、福田公教委員、茨木つどい連絡協議会代表、堀田加与子委員、茨木公立保育所保護者会連絡会、亀山亜由美委員、茨木市私立保育園・私立認定こども園保護者、大高瞳委員、茨木市私立幼稚園児保護者、前田由香利委員、茨木市PTA協議会（幼稚園）、中村明子委員、株式会社西川印刷所、西川幸子委員、茨木つどい連絡協議会、久保紘子委員、子育てサロン関係者、地区福祉委員、下田平敬子委員、茨木市私立保育園連盟会長、三角智昭委員、放課後子ども教室代表者連絡会、宗清勝三委員、茨木市民生委員児童委員協議会監事兼主任児童委員部会部会長、西之辻功委員、茨木市青少年指導員連絡協議会副会長、濱園明洋委員、児童養護施設希望館館長、畑瀬剛委員、なお、加藤敏子委員、大森智美委員は所用のため欠席のご連絡をいただいております。また、茨木市PTA協議会（小・中学校）、森智子委員につきましては、欠席のご連絡をいただいておりますので、後ほどご参加いただけるものと考えております。</p>

	<p>次に、市の関係者をご紹介させていただきます。先ほど挨拶を申し上げましたこども育成部長、山寄でございます。事務局といたしましては、保育幼稚園事業課長、村上でございます。保育幼稚園事業課主幹兼認定係長、西田でございます。こども政策課課長代理兼政策係長、白波瀬でございます。また、神戸綜合速記株式会社が会議録作成のため、この会議に同席しております。</p> <p>続きまして、当会議の会長、副会長の選出に移らせていただきます。会議の会長、副会長の選出は、条例第5条第1項で委員の互選により定めとなっておりますが、その具体的な方法につきまして、いかがさせていただきましたらよろしいでしょうか。お諮りいたします。</p>
三角委員	<p>私立保育園連盟、三角です。</p> <p>事務局としては、何か案をお持ちではないでしょうか。</p>
こども政策課 白波瀬課長代理	<p>事務局案といたしましては、これまでの会長、副会長経験を踏まえまして、会長を福田委員に、副会長を西之辻委員にお願いしてはどうかと考えております。</p>
こども政策課 東井課長	<p>ただいま事務局より、会長には福田委員を、副会長には西之辻委員をとの提案がございましたが、いかがでしょうか。</p> <p>（「異議なし」という者あり）</p> <p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。ご異議がないようですので、会長は福田委員に、副会長は西之辻委員に決定いたしました。どうもありがとうございました。福田会長、西之辻副会長におかれましては、今後の会議の運営につきまして、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは会長就任に当たり、ご挨拶を賜りたいと存じます。福田会長、よろしくお願ひいたします。</p>
福田会長	<p>皆さん、こんばんは。茨木市こども育成支援会議の会長を仰せつかりました福田公教です。西之辻副会長をはじめ、皆様方のご協力を賜りまして、無事責任を果たしていきたく存じます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>茨木市では、令和2年3月に次世代育成支援行動計画（第4期）が策定され、これまでに様々な子育て支援に関する取組を実施されております。しかしながら、少子化の進行や児童虐待の深刻化、また子どもの貧困問題など、子育てや子ども、若者を巡る状況や社会情勢は目まぐるしく変化をしています。第4期計画の基本理念である、未来を創る子ども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～の実現に向けて、委員の皆様のご協力とお力添えをお願ひいたしまして、簡単ではございますが、会長就任に当たってのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
こども政策課 東井課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これからの議事は茨木市こども育成支援会議条例第6条第1項の規定により、会長に議長を務めていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>
福田会長	<p>それでは、私のほうから議事を進めさせていただきます。</p> <p>本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願ひいたします。</p>

<p>こども政策課 白波瀬課長代理</p>	<p>本日は、20人の委員のうち、18人に出席をいただいております。</p>
<p>福田会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>半数以上の委員に出席いただいておりますので、こども育成支援会議条例第6条第2項により会議は成立しております。今回、新たに委員になられた方もおられるかと思っておりますので、改めて第4期計画の概要、こども育成支援会議の概要と公開について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>こども政策課 白波瀬課長代理</p>	<p>それでは、まず次世代育成支援行動計画（第4期）の概要について説明いたします。</p> <p>第4期計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画となります。まず、先日郵送をしておりますA4横の「資料1」の表紙をめくっていただけますでしょうか。ここでは、第4期計画とほかの計画との関係や位置づけを示しております。また、緑色の計画冊子、5ページも併せてお開きいただけますでしょうか。第4期計画は本市のまちづくりの総合的指針であります「第5次茨木市総合計画」を上位計画とし、総合計画の基本構想で目指す6つのまちの将来像のうち、「次代の社会を担う子どもを育むまち」の実現のための分野別計画となります。また第4期計画は、「大阪府子ども総合計画」をはじめ、「茨木市総合保健福祉計画」や「茨木市男女共同参画計画」などの計画とも連携を図り推進しております。さらに、第4期計画は、次世代育成支援対策法に基づく「次世代育成支援対策市町村行動計画」と子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を基本に、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、子ども・若者育成支援法に基づく「子ども・若者計画」、そして子どもの貧困対策推進法に基づく「子どもの貧困対策計画」を包含した計画になっております。子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法において策定が必須とされている計画でありまして、緑色の計画冊子では第6章に位置づけております。また、「子どもの貧困対策計画」は、前の第3期計画では別計画にしておりましたが、第4期計画では第5章に位置づけております。</p> <p>それでは資料の次のページをご覧ください。第4期計画の骨子となります。緑色の計画冊子の44ページも併せてお開きいただけますでしょうか。ここでは、計画冊子の44ページをもとに説明をさせていただきます。計画の基本理念としましては、一番上にあります、「未来を創る子ども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～」としております。本計画に定める施策は保健、福祉、医療、教育などのあらゆる分野に関わっており、各ライフステージにおいてニーズや課題に沿った適切な施策を展開する必要があることから、「妊娠・出産期」、「就学前期」、「小・中学校期」、「青年・若者期」の4つのステージに分け、それぞれの段階における課題解決に向け、支援が途切れることなく取り組むべき施策や事業を定め、計画的に推進しております。各ライフステージには基本目標を定めており、妊娠・出産期で</p>

は「安心して妊娠・出産できる環境づくり」、就学前期では「乳幼児期の子どもがのびのびと育つ環境づくり」、小・中学校期では「生きる力と豊かな感性が育まれる環境づくり」、青年・若者期では「主体性を育む環境づくり」とし、枠内の白い菱形で施策の方向性を示しております。また、そこに各事業がぶら下がっています。

ページの下半分にあります「社会全体で子育て家庭や子ども・若者を支援できる環境づくり」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境づくり」、「社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり」、この3つの視点が全てのステージで抜け落ちることがないように計画をまとめております。先ほど、説明いたしました「ひとり親家庭等自立促進計画」は、4つのライフステージ全てに関係をしてきますが、ひとり親家庭の支援に特化した施策については、「社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり」の中の、「ひとり親家庭への支援」に位置づけております。また、「子ども・若者計画」は子ども・若者育成推進法において15歳から39歳を対象としていることから、4つのライフステージのうち、「青年・若者期」に位置づけております。

資料に戻っていただきまして、次のページをご覧ください。第4期計画の構成の概要になります。「第2章、第3期計画の総括」、ライフステージごとの施策展開をメインとした「第4章、次世代育成支援施策の展開」、「第5章、子どもの貧困対策の推進」、そして市町村子ども・子育て支援事業計画を柱とした「第6章、子ども・子育て支援事業の推進」など、全6章で構成しております。

それでは次に、子ども・子育て支援法で策定が必須とされております「子ども・子育て支援事業計画」について概要を説明させていただきます。緑の計画冊子の111ページをお開きいただきますでしょうか。まず、「教育・保育提供区域設定の考え方」について説明させていただきます。子ども・子育て支援法並びにそれに基づく基本指針においては、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」について、子育て家庭の利用希望等を踏まえて設定するとともに、量の見込みを確保するための方策を定めることとなっております。そしてそれらを定める単位として、「教育・保育提供区域」の設定が必要となっております。教育・保育提供区域は、本市の実情に応じて地理的条件のほか、子どもの人口や交通事情等の社会的条件、そして教育・保育施設・サービスの提供基盤の整備状況などを総合的に勘案して設定します。

次に、「本市における教育・保育提供区域」についてです。区域内で拠点となる教育・保育施設の配置状況のほか、各区域の子どもの人口と教育・保育施設の定員等のバランスを考慮し、小学校区を基本単位として隣接する複数校区の組み合わせによって中央、東、西、南、北のブロックの5区域を設定しております。それを地図に落としこんだものが、次の112ページにあります「教育・保育提供区域図」となります。5つの枠内にあります黒い網かけの括弧書きの保育所が各ブロックの基幹保育所名となっております。全体的には南ブロックの子どもの数が最も多くなっています。この5ブロックを基本に、教育・保育、地域子育て支援事業の量の見込みと、それに対する確保の内容、そしてその時期を定める

こととなります。

それでは、次に113ページをお開きください。基本指針では3歳から5歳で保育の必要性がなく、教育のニーズがある「1号認定」、同じく3歳から5歳で保育の必要性のある「2号認定」、そして0歳から2歳で保育の必要性がある「3号認定」及び地域子ども・子育て支援事業の13事業について、その量の見込みと、それを確保するための内容を定めるということになっております。

続きまして、114ページをお開きください。「量の見込み設定についての考え方」について簡単に説明させていただきます。先ほどの教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計に当たっては、就学前児童及び就学時の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した手引きの手順に沿って算出を行い、本市の利用実績等を勘案しながら、一部補正を行いつつ確定をいたしております。

続きまして、119ページをお開きください。ちなみに1号認定であれば、提供区域を5ブロックとし、対象年齢を3歳から5歳児としております。下段の表の中で、令和元年度の実績及び令和2年度から令和6年度の1号認定と他市の子どもの受入れの量の見込みを示し、それに対しての「幼稚園」、「認定こども園」、「確認を受けない幼稚園」、「他市通園」の確保内容の数値を示しており、確保の内容から量の見込みの計を差し引きし、マイナスであれば必要量を満たしていないということになりますが、ここでは1号認定はマイナスとなっておりませんので、必要量を満たしているということになります。

次に45ページをご覧ください。45ページは主に次世代育成支援対策法に基づきます「第4章、次世代育成支援施策の展開」になります。ここで計画に位置づけました各取組、事業につきましては、毎年PDCAによる総括を行ってまいります。次回のこども育成支援会議においては、令和2年度を取組、実施事業について審議をいただく予定としております。

それでは、資料に戻っていただきまして、資料の最後のページをご覧ください。子どもの貧困対策計画について説明をさせていただきます。本市では、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を、検証、評価していくため、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」等を踏まえ、子どもの進学率や不登校率など、子どもの貧困に関する指標を設定しております。資料の右半分にありますとおり、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つの柱に示す方向性に基づき、必要な施策を設定し展開していくことで、設定をしました指標の改善に取り組んでおります。

説明は以上であります。市民委員の方から事前質問等をいただきまして、回答をさせていただいておりますが、今回は予定しておりました案件がもともと1件のみで、出席しております方が限られておりますので、さらなるやり取りにつきましては、次回以降の会議にてさせていただければと考えております。

説明は以上になります。

福田会長

事務局、どうもありがとうございました。

	<p>ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。挙手にてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。次回の秋の審議会において、PDCAの進捗についても引き続きご審議いただけるということですので、そちらのほうでまた詳しくはお願いしたいなというふうに思います。</p> <p>それでは引き続きまして、育成支援会議の概要と公開について、事務局からの説明をお願いいたします。</p>
<p>こども政策課 白波瀬課長代理</p>	<p>それでは引き続きまして、こども育成支援会議の概要について説明いたします。</p> <p>こども育成支援会議は、本市における子ども・子育て支援施策と次世代育成支援対策の総合的、効果的な推進を図るために設置した審議会です。本市の子ども子育てに関する重要施策や基本的施策等に関する意思決定に当たり、団体の代表として、また個人で日々感じていることなど、委員の皆様のご意見をいただくことで、地域の子ども・若者及び子育て家庭の実情を踏まえた施策の推進を目指しております。毎年10月から11月にかけて、次世代育成支援行動計画の前年度実施状況について審議をしていただいております。また、2月頃には幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育や事業者内保育等の地域型保育施設の利用定員について報告をいたしておりますので、その報告内容についてご意見をいただいております。そのほか、報告させていただきたい案件ができましたら、随時会議を開催させていただいているところです。</p> <p>次に、会議の公開等について説明いたします。本市では、審議会等の会議は個人に関する情報を審議する場合などを除き、公開を原則として審議会等に諮った上で決定することとしております。こども育成支援会議につきましては、平成25年10月に開催しました第1回会議及び平成27年10月に開催しました第16回会議、また平成29年に開催しました第24回会議の中で、非公開とすべき案件が発生したときには会議の非公開を決定することとし、基本的には公開することと決定いたしております。それに加えまして、会議の傍聴につきましては、傍聴要領に従い傍聴していただき、審議に関する資料につきましては、傍聴されている方に閲覧していただけるよう決定いたしております。また本市では、会議の終了後には会議録の作成とその公表に努めており、こども育成支援会議の審議内容につきましても、本市のホームページで公表しているところでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>福田会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいまの説明の中で会議録の話が出てきましたけども、審議内容につきましては、各委員の承諾をいただければ、これまでどおり発言者のお名前をつけて公表させていただきたいと考えておりますが、この件につきまして、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」という者あり）</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、会議録の作成の関係上、どなたが発言されたのか分かるように「○</p>

	<p>○です」と発言者の方はおっしゃってから発言をお願いしたいと思います。また、発言されるとき以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。時にマイクをミュートするのを忘れてしまうことありますので、その際は事務局のほうでミュートのほうをしていただければと思います。</p> <p>それでは、報告事項、保育所等利用調整指数の改定につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>保育幼稚園 事業課 西田主幹兼 認定係長</p>	<p>はい、令和4年度保育所等利用調整指数等の改定についてご報告させていただきます。</p> <p>資料2をご覧くださいませでしょうか。資料に沿って説明させていただきます。保育所等の入所選考決定、利用調整ですね、利用調整は保育所等利用調整指数に基づき保育を受ける必要性を決めさせていただいて行っております。今回、保育所等利用調整指数の改定を実施いたしますので、現状の保育所等利用調整指数及び改定内容について報告させていただきます。</p> <p>まず、1番目としまして、保育所等利用調整指数についてになります。保育所等利用調整指数は、基本指数と調整指数の2つから構成されています。1つ目の基本指数としましては、子ども・子育て支援法施行規則第1条に規定されている保育給付を受けるための要件で、就労や病気、看護など、保育の必要性に応じて指数化しています。資料の2枚目に、今年の令和3年度分になるのですが、保育所等利用調整指数表を添付させていただいております。資料の1枚目表面の基本指数の部分、就労、外勤、自営業、内職、病気、障害、看護というのが定められており、基本指数は10点から1点の間で定めさせていただいております。</p> <p>2番目としまして、調整指数になります。基本指数以外で育児休業を取得しているとか、兄弟が認可保育所等に入所されている等のそれぞれの要件に応じて指数化し加点しております。これも先ほどの令和3年度の指数表の裏面になります調整指数というところで、そのほかに、ひとり親の家庭及びそれに準ずる世帯であるとか、生活保護を受けられている世帯とか、その世帯、家庭に応じて調整指数という形で定めさせていただいております。</p> <p>3番目としまして、この指数の算定の仕方になるのですが、例えば1歳児の児童が1人いまして、父が外勤月20日以上、1日7時間以上の就労、母も外勤、月20日以上、1日7時間以上の就労、現在育児休業中、兄がいまして3歳児、認可保育所に入所している場合になります。基本指数としましては、父10点、基本指数が就労の令和3年度の調整指数表を見ていただきまして、1番の就労の月20日以上、1日7時間以上に該当、140時間以上ということで基本指数の10点に該当しております。母も10点、同じく月20日以上、1日7時間以上で、月にしたら140時間以上ということで10点になります。②番としまして、調整指数として6点、これが調整指数表の4番、産休明け及び育児に伴う休業明けの場合の3点と、兄弟が既に入所している市内の保育所等への新規入所する場合、兄弟の加点になりますので、3点つきます。この世帯を利用調整指数の点としては、基本指数の20点と調整指数の6点の合計26点となります。こういうふうに、各家庭で指数を計算させていただいて、その指数が保育の必要性になり</p>

	<p>ますので、必要性が大きい方からご案内をさせていただいているという現状になります。</p> <p>そこで、この指数の見直しの内容になるのですが、2番に進ませていただきまして、(1)番、自営業の基本指数区分の変更ということで、自営の中心・協力者の就労証明は、本人が証明し、その証明の資料として確定申告書の写し等を添付していただいております。今までは、この令和3年度を見ていただいたら分かるのですが、自営業の中心者のところで140時間以上の就労と80時間以上140時間未満の就労というふうに、外勤のところと区分が違う、少しざっくりした区分で定めさせていただいていたのですが、それを外勤と同じ区分の取扱いとさせていただこうと考えております。</p> <p>2番目に行かせていただきまして、(2)番、内職の指数の見直しとしまして、内職の指数は就労時間等については本人が記入します。これでその内職の会社で給与等を証明いただいて提出をいただいているのですが、本人がその時間等を書くため、指数を引き下げさせていただいて、平均の月収、どのぐらい月収で働いている時間というのが一定見られるかと思っておりますので、月収により加点をさせていただこうと考えております。</p> <p>3番目としまして、待機点の廃止になります。これまで多くの待機児童が茨木市、去年はいなかったのですが、一昨年までは多くの待機児童が発生しておりました。保育の利用の優先の理由として、入所ができなかった、利用ができなかった期間を考慮させていただいておりましたが、国の基準による待機児童が令和2年、去年の4月1日は0人、今年、令和3年の4月1日はまだ見込みになるのですが、0人ということになったため、待機していることが保育の理由の優先理由になることということを見直し、待機点を廃止させていただくものになります。なお、待機点の廃止による影響を最小限にするため、令和3年、4年度は周知期間とし、令和5年の4月に来年の秋の選考から開始をさせていただくという形になります。</p> <p>(4)番目、実施期間としまして、すみません、ここは誤りがあります。上記1、2となっておるのですが、上記(1)、(2)になります。(1)が自営業の基本指数の変更と、(2)内職の指数の見直しについては、この令和4年の4月入所、5月の入所変更から、(3)の待機点の廃止は、令和5年の4月入所から実施いたします。</p> <p>説明は以上になります。</p>
<p>福田会長</p>	<p>説明で、ご意見、ご質問等ございましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、令和4年度保育所等利用調整指数表の改定について、ご報告いただき、ご理解いただいたとさせていただきたいと思っております。</p>
<p>保育幼稚園 事業課 村上課長</p>	<p>会長、1点補足させていただきます。</p> <p>令和4年度の入所選考につきましては、AIを導入しまして、AIによる選考と今までどおりの手法による選考を合わせて行っていきたく思っております。令和5年度からAIを本格的に導入したいと考えております。</p>

	<p>以上です。</p>
<p>福田会長</p>	<p>はい、事務局どうもありがとうございました。今後、A I活用していくということでございます。その件についてもよろしいでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、本日議題として上げさせていただいているものは以上ということになります。</p> <p>その他、事務局、何かございますでしょうか。</p>
<p>こども政策課 白波瀬課長代理</p>	<p>それでは、今後のこども育成支援会議について説明させていただきます。</p> <p>今後のこども育成支援会議は、10月、11月、そして2月頃に1回ずつ予定をしております。次回は10月、今回と同様にオンラインによる開催を予定しております。日程は、改めて後日調整させていただく予定ですので、よろしくお願いたします。次回の会議案件につきましては、次世代育成支援行動計画（第4期）の実施状況報告を予定しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>福田会長</p>	<p>事務局、どうもありがとうございました。</p> <p>本日、報告事項は1件ということで、議題を絞った形で育成支援会議を進めさせていただきました。秋には第4期の計画についての実施状況の報告があるということですので、そちらで本格的な審議のほど、お願いできればなというふうに思いますので、委員の皆さん、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、これもちまして、第43回のこども育成支援会議は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。以上でございます。</p>